

# 新冠中学校いじめ防止基本方針

平成28年／平成30年改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

（「北海道いじめの防止等に関する条例」より引用）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が

◆いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で  
すむ生徒はいない

◆いじめは人権侵害である

という基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「新冠中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③生徒・教職員の人権感覚を高め生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる
- ⑤いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけではなく、保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

の5点を常に意識し取組みを進めていく。

また、北海道いじめ防止基本方針が平成30年2月改訂されたことをふまえ、以下について内容的に付加しながら、未然防止、早期発見・対応・解決に臨んでいく。

北海道いじめ防止基本方針の主な改訂内容（平成30年2月）をふまえて

### （1）いじめの定義の明確化

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することとした。

### （2）いじめの「解消」の判断基準の設置

いじめの「解消」の基準を明記し、いじめが「解消している」状態を、いじめに係る行為が止んでいること（行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安）継続していること）と被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととした。

### (3)特に配慮の必要な生徒への支援

発達障がいを含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人生徒等、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等に対し適切な支援を進めることとした。

## 2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが授業内容を工夫し、分かりやすい授業の構築に努力することで基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間において命の大切さを指導し、また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることになることを知らしめる。

### (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

#### ①「反いじめ4ルール」の取組(\*2月PINK SHIRTS DAYへの参加実施)

(ア)私たちは他の人をいじめません

(イ)私たちはいじめられている人を助けます

(ウ)私たちは一人ぼっちの人(仲間はずれにされている人)を仲間に入れます

(エ)もし誰かがいじめられているのを見たら学校や家の大人にそのことを話します

#### ②あいさつ運動(基本毎日実施)

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に伝えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

### (2) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

#### ①一人ひとりが活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育を推進する。

(ア)縦割り学級活動等の異学年交流の充実

(イ)生徒の自主的な活動を支える生徒会活動の充実

(ウ)生徒が主体的に取り組める学習活動や、自学・自習プリントの工夫

#### ②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

#### ③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しを持って学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

#### ④人とつながる喜びを味わう体験活動

仲間と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

#### (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる

- ①「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②様子が普段と違うと感じた生徒がいる場合には、学年団や生活指導会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、生徒に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「臨時教育相談」や「定期教育相談週間」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④生徒に「生活・学習に関するアンケート」を行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤「いじめアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

#### (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる生徒たちにもいじていることと同様であることを指導する。
- ④学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

#### (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ①いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

## 4 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織

#### ①「生活指導会議」

月1回全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合う。

#### ②「校内支援委員会」

定期的かつ必要に応じて開催し、学習面・生活面において困り間のある生徒について、現状や指導についての情報交換、支援・指導の手立てについて話し合う。

#### ③「いじめ防止対策委員会」

必要に応じて開催し、いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導部、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (2) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

期	「いじめ対策委員会」の取り組み	その他全職員での取り組み
一学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ未然防止への取り組み内容の検討</li> <li>・望ましい集団づくりのための取り組み内容の検討</li> <li>・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討</li> <li>・教育相談の取り組み内容検討</li> <li>・夏休み前までの取り組み反省と、夏休み後の取り組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関担当者の把握</li> <li>・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者説明(総会時)</li> <li>・教育相談後の情報交換</li> <li>・いじめアンケート</li> <li>・生徒生活・学習アンケート</li> </ul>
二学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の取り組み内容の検討と改善</li> <li>・冬休み前までの取り組みの反省と、冬休み後の取り組みの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み中の生徒の様子について情報交流</li> <li>・授業アンケート</li> <li>・いじめアンケート</li> <li>・教育相談後のアンケート</li> <li>・生徒アンケート</li> </ul>
三学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の取り組みの反省と次年度の方向性の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冬休み中の生徒の様子について情報交流</li> </ul>

◆定期的な取り組み

- ・朝の打合せ時の学級・生徒交流(毎日)
- ・定例職員会議での生徒に関する情報交換(毎月)
- ・校内支援委員会での生徒に関する情報交換(毎月)
- ・生徒による「一日の振り返り」の時間・場の確保(毎日の帰りの会)
- ・学校生活向上のための話し合い(毎月の生徒指導委員会)
- ・生徒会活動「あいさつ運動」の取り組み(毎月)